

規則

知事が行う県統計調査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十六号

知事が行う県統計調査に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う県統計調査に関する規則（平成二十一年埼玉県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（裏）中「**詳細**」の次に「**として**」を~~加えるもの~~を加え、「**地方公共団体の長**」を「**指定地方公共団体の長**」に、「**当該地方公共団体の**」を「**当該指定地方公共団体の**」に改め、「第39条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「**確定**」を「**推定**」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号（裏）の改正規定中「**確定**」を「**推定**」に改める部分は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の知事が行う県統計調査に関する規則様式第二号による身分証明書は、改正後の知事が行う県統計調査に関する規則様式第二号による身分証明書とみなす。